

【Q&A集：共通】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）

	質問内容	回答
1	<p>交付申請書について、法人内に地域生活支援事業所が含まれている場合も、国保連経由で申請するのでしょうか。 また、地域生活支援事業のみ運営している法人の場合は、国保連への提出ではなく、直接、県へ提出でしょうか。</p>	<p>同一法人で指定障害福祉サービス事業所と地域生活支援事業所を実施している場合、可能な限り、障害福祉サービス事業所の名簿に地域生活支援事業の該当する慰労金対象者も含めていただき、国保連経由で申請していただきたい。 なお、地域生活支援事業のみを実施している法人については、県へ直接申請いただきたい。</p>
2	<p>交付申請や交付決定より前に慰労金の支払や感染対策物品の購入をした場合でも対象になるのか。</p>	<p>要件に該当し、4月1日以降に実施したものであれば対象になります。</p>
3		
4		
5		
6		

【Q&A集：慰労金支給事業】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）

	質問内容	回答
1	慰労金の支給要件である「利用者との接触」とは、どこまでの範囲を含むのか。 また、その対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象となるのか。	利用者との接触とは、身体的な接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。一方、利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 最終的な判断は県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。 また、利用者とは接触する日が1日でもあれば支給対象となります。
2	交付申請書について、法人内に地域生活支援事業所が含まれている場合も、国保連経由で申請するのでしょうか。 また、地域生活支援事業のみ運営している法人の場合は、国保連への提出ではなく、法人から直接、都道府県へ提出でしょうか。	同一法人で指定障害福祉サービス事業所と地域生活支援事業所を実施している場合、可能な限り、障害福祉サービス事業所の名簿に地域生活支援事業の該当する慰労金対象者も含めていただき、国保連経由で申請していただきたい。 なお、地域生活支援事業のみを実施している法人については、県へ直接申請いただきたい。
3	地域生活支援事業所については、全ての事業が対象になるのか。	地域生活支援事業は、通所系、入所系、訪問系、相談系などの指定障害福祉サービスに準じる以下の事業のみが対象です。 (市町村事業) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター (都道府県事業) 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
4	地域生活支援事業所については『緊急事態宣言中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた』ものが対象とされているが、特に自治体から要請されずに事業を継続していた場合は対象外となるのか。	自治体からの休業要請が出ていないことをもって対象となります。 なお、対象期間中を通じて自主的に事業を休業していた場合は対象外です。
5	慰労金について、6月22日以降に勤務を開始した職員は他の支給要件に関わらず支給対象とならないのか。	なりません。6月30日までの間に10日間以上勤務した者が対象です。
6	医療機関や介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して受給するといった決まりが設けられているか。	職員の判断となります。
7	慰労金の金額の判断について ①対象職員については、支給額の判断も6月30日までに感染した利用者等と接した職員であるかどうかで判断するのか。 7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となるのか。 ②同一施設で、感染した利用者等と接した職員と接しなかった職員がいた場合は金額が異なると考えてよいのか。	①対象者については、申請の段階で、事業者が整理することとなります。7月1日以降は慰労金の対象期間に含まれません。 ②感染した利用者は又濃厚接触者である利用者との接触により金額の違いが生じるのは訪問系サービスのみです。
8	ボランティアも慰労金の対象となるか。	要件に該当した職員、派遣労働者、業務委託の従事者は対象となりますが、ボランティアは対象となりません。
9	職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのか。	含まれます。
10	就労支援事業所や児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所において利用者へ支援指導を行う外部講師も慰労金の対象になるのか。	対象期間に利用者とは接触の機会があり、事業所から有償で講師を依頼されている者であれば、事業所の判断で対象として差し支えない。
11	委託業務の従事者への慰労金の支給の流れは、誰が従事者に慰労金を支払うのか。	施設・事業所が業務受託業者と調整の上、施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。

12	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、事務職員や栄養職員、清掃職員（業務委託受託者）も対象となるのか。業務委託受託者の具体的な要件は。	対象となります。 利用者として接していることが要件となりますが、委託受託者が担う業務は様々であると考えられるため、その具体的な範囲については事業所において個別にご判断いただくことになります。
12	(1) 地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」における慰労金対象者としての条件の考え方について、「10日間以上勤務」とあるが、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣については、10回以上の派遣という解釈でよいか。また、派遣時間については問わないということによいか。 (2) 「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は対象となっているが、手話通訳者等のその他の意思疎通支援者の派遣を対象としていないのはなぜか。	A1 お見込のとおりです。ただし、1日複数回の派遣については、1回となります。 A2 慰労金の基本的な考え方として、感染すると重症化リスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであることなどを総合的に勘案し、障害福祉サービス事業所等において利用者と接する一定の職員を対象としています。 この基本的な考え方を踏まえ、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一部事業においても、指定障害福祉サービスと同様に合致するものについて、支給の対象としています。
13	対象期間に複数の施設に勤務した（転職した）職員は、どの施設を通じて申請するのか。	最後に勤務した施設から申請してください。

【Q&A集：感染対策徹底支援事業】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）

	質問内容	回答
1	<p>障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業における交付額の上限については、実施要綱の別表に示されているところであるが、同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合（例：居宅介護と重度訪問介護）、上限額は別表の複数の基準額の合計額となるのか、それともいずれか高い方の額となるのか。</p>	<p>複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。 ただし、同一の事業内容（同一の物品の購入等）を複数の事業所で重複して申請することはできません。 例：マスクを居宅介護事業所として1000枚、重度訪問介護事業所として500枚購入してそれぞれ申請 → ○ 20万円の備品を購入し、居宅介護事業所として10万円、重度訪問介護事業所として10万円ずつ按分して申請 → × なお、多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている事業所は、いずれか1つのサービス事業所での申請となります。</p>
2	<p>感染防止対策として、パソコン等の機器や自動車のリース購入を計画しているが、対象になるか。</p>	<p>対象になるのは令和2年度分（令和3年3月末まで）のリース料金のみです。</p>

【Q&A集：感染対策徹底支援事業〔多機能型簡易居室〕】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）

	質問内容	回答
1	感染対策徹底支援事業について、実施要綱3（1）③の「多機能型簡易居室」を感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要があるが、当該費用も対象となるか。	対象経費は、施設整備費補助金と同様のものを想定していますので、多機能型簡易居室に付随する工事については補助対象となります。
2	多機能型簡易居室の設置について、備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はあるか。	多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているため、それぞれ使用用途により判断いただきたい。
3	多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるでしょうか。	倉庫として設置することは可能であるが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
4	現在、すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能か。	既存施設の改修は本事業の対象外です。

【Q&A集：サービス利用再開支援】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）

	質問内容	回答
1	<p>実施要綱3（3）①「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とあるが、次の例の場合、対象となると考えてよいか。</p> <p>例1）4/15～利用休止→5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開 （健康状態の確認時点で休止1ヶ月超）</p> <p>例2）4/15～利用休止→5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開 （健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満だが、 利用再開まで1ヶ月超）</p>	<p>例1は対象となりますが、例2については利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。</p>
2	<p>実施要綱3（3）①「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「※4『調整を行う』とは、1回以上電話等により連絡したこと」とあるが、記録の有無は要件ではないのか。 （※2「～の確認」は「記録を行っていること」が要件となっている。）</p>	<p>利用再開支援の取組内容としては、実施要綱の(ii)事業内容に記載されているように、在宅サービス事業所が①「相談支援専門員を通じて（又は事業所が直接に）利用者と電話や訪問により連絡をとって、利用者の健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し」、②「再開のための必要な調整（電話連絡等）を行う」こととされています。</p> <p>②の必要な調整（電話連絡等）については、連絡内容を記録することまでは求められていませんが、①の「利用者の健康状態や生活実態、利用を希望するサービスの確認」については、※2で注記されているように、記録することが要件になっていますので、注意してください。</p>
3	<p>障害福祉サービス再開に向けた支援事業について、「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者とする。」とあるが、通所サービスの場合、1回も通所していないということか。利用自粛により、自宅にいる利用者に対し、電話等により支援を行うことで利用があったものとみなして報酬を算定している場合は「利用休止中の利用者」には当たらないのか。</p>	<p>本交付金においては、通所サービスにおける休止とは、事業所に通所していないことを指しており、在宅の利用者等に電話等で支援を行っている場合であっても「利用休止中の利用者」に該当します。</p>
4	<p>実施要綱に感染対策に向けた環境整備の例として、タブレット等の機器や自動車のリース費用が掲載されているが、複数年に渉るリース料金も対象になるか。</p>	<p>対象になるのは令和2年度分（令和3年3月末まで）のリース料金のみです。</p>